

平成 18 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 18 年 6 月 7 日(水) 16 時 ~ 17 時 15 分
場 所 : 財団法人日本体育協会 理事・監事室
出席者 : 長沼本部長、佐藤、住谷、吉田の各副本部長
島中、原田、廣川、松井、佐藤、織奥、高橋、宮崎、折原、村田、平井、山岸、
大橋、小杉、大山、山崎の各常任委員
委 任 山野井、菅原
委員総数 22 名、うち出席 22 名(委任 2 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
事務局 古賀事務局次長、小寺部長、小林課長、藤井課長代理
他青少年スポーツ部員

議事に先立ち、長沼本部長より挨拶があり、その後、長沼本部長を議長とし議事に入った。

< 報告事項 >

1. 平成 18 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長より資料に基づき報告、これを了承。

2. 平成 18 年度日本スポーツ少年団事業予算について

事務局より、去る 3 月開催の平成 18 年度第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会にて承認を得、その後の各種助成金・補助金の内定を受けての最終編成を本部長に一任されていた平成 18 年度日本スポーツ少年団事業予算(実行予算)について、資料に基づき説明。これを了承。

3. 第 33 回日独スポーツ少年団同時交流「日本派遣団」の決定について

事務局より、資料に基づき、事前研修を経て 12 グループ 89 名が派遣団員として正式決定し、日本派遣団は団長団 3 名を加えた計 92 名(欠員 33 名)となった旨を報告。

なお、派遣団員の欠員については、今回に限りドイツ側に状況を説明し理解を得たが、ブロック選出の常任委員に対し、派遣団員の減少を緊急の課題としてブロック内各道府県へ指導いただくよう依頼した。

また、派遣団はグループごとに事前研修会を行い、7 月 19 日に東京に集結、結団式を行って、翌 20 日に出発し、8 月 11 日に帰国する旨報告。以上、いずれも了承。

4. 2006 年日独青少年指導者セミナー「日本派遣団」の内定について

事務局より、文部科学省委託事業として 10 月 8 日 ~ 21 日までの 14 日間実施する日独青少年指導者セミナーの日本派遣団について、去る 5 月 26 日を締切として募集を行い、7

名の定員に対し7名の応募があったが、文部科学省より60歳以上の応募者については「45歳程度まで」という参加条件に合わないとの指摘を受け、協議を行っており、内定まで至っていない状況を報告。

引き続き派遣団の内定について長沼本部長に一任願うこととし、これを了承。

5. 2006年日中青少年スポーツ交流派遣事業について

(1) 2006年日中青少年スポーツ団員交流「日本派遣団」の決定について

事務局より、資料に基づき事前研修を経て指導者5名、中学生団員30名が派遣団員として正式決定した旨報告。

派遣団は、8月19日に愛知県に集結、結団式を行い、翌20日に出発、8月26日に帰国する旨報告。以上、いずれも了承。

(2) 2006年日中青少年スポーツ指導者交流「日本派遣団」団長団の決定および派遣団員の決定について

事務局より、資料に基づき、団長団として団長に住谷幸伸副本部長、総務に米谷正造指導育成部会員が決定した旨報告。

なお、派遣指導者8名については、5月26日の申込締切に対し現時点で申込が1名のみとなっていることから、都道府県スポーツ少年団に対し再度参加者の募集を行うこととし、日本派遣団員の決定は本部長に一任願う旨報告。以上、いずれも了承。

6. 専門部会報告およびプロジェクト報告

各専門部会の部会長より、5月に開催した各部会の協議事項について次のとおり報告。

なお、部会での協議事項のうち、本常任委員会での報告事項、協議事項については省略した。

【指導育成部会】

大橋部会長より次の3点について報告。

(1) 平成18年度認定育成員研修会について

(2) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

(1)(2)については、本年度の実施内容について具体的検討を行い、事業に取り組むこととした。

(3) 日本スポーツ少年団指導者制度の見直しについて

平成17年4月1日に「日本スポーツ少年団指導者制度」の一部改正を行ったが、少年団指導者の現状に合わせて抜本的な見直しが必要であり、今後、指導者の役割や枠組み等を整理し、協議を進めていくこととした。

【活動開発部会】

山岸部会長より次の1点について報告。

(1) 2008年以降の日独スポーツ少年団同時交流事業について

現国際交流協定書の有効期間が明年までとなっていることから、日独スポーツ少年団同時交流事業の継続について、去る4月28日を締切として実施した事業の意向調査結果を基に検討。

派遣・受入に関する問題点については、今回部会での意見を踏まえ、今後は国際交流担当部会員を中心に検討することとし、次回部会にて具体的な方向性を示すこととした。

【広報普及部会】

事務局より次の2点について報告。

- (1) ガイドブック「スポーツ少年団とは」の改訂について
昨年度より検討を進めているガイドブックの改訂について、担当部会員を中心に内容を検討し、執筆項目を決定。現在、執筆を依頼中であり、来年1月末の完成を目指し作業を進めることとした。
- (2) PRリーフレットの作成・配布について
昨年度に引き続き、組織外を中心にPRを行うこととし、昨年度好評であったリーフレットの配布を今年度も行うこととした。
デザインの大幅な変更は行わず、よりPR効果が期待できる配布先について、担当部会員を中心に検討していくこととした。

事務局より、以下のプロジェクトについて報告。

【スポーツ安全対策プロジェクト】

・ ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムワーキンググループ

- (1) 協力弁護士の推薦について
平成17年度第3回常任委員会で報告した協力弁護士について、都道府県スポーツ少年団に対して、日本スポーツ少年団本部長名で推薦する旨常任委員会に要望することとした。
また、協力弁護士については、スポーツ少年団への理解を深めていただくよう、今後ワーキンググループにて研修や情報提供などを行うこととした。

【リーダー養成ワーキンググループ】

- (1) 平成18年度シニア・リーダースクールについて
平成18年度シニア・リーダースクールの基本方針について協議し、内容を確認した。
今後、6月18日に講師・運営補助者・事務局によるスタッフ会議を行い、プログラム担当を決め、具体的な運営方法を詰めていくこととした。

以上、いずれも了承。

7.ブロック報告

宮崎委員より、日独同時交流の派遣団員について、大学生は派遣期間と試験期間が重なり、団員として参加できないという事情があるため、大学側に対して、日本体育協会から文部科学省を通じて学生の試験の免除や追試等の措置を取ってもらえるよう働きかけをしてもらえないか要望があった。

これに対して、本部長より今後、日体協としてどのような働きかけが可能かどうか検討する

旨回答。

8.その他

(1) 生涯スポーツ功労者の推薦について

事務局より、資料に基づき、生涯スポーツ功労者の文部科学省への推薦について、ブロック持ち回りの5当該県より推薦があり、指導育成部会の審査を経て9名を推薦する旨報告。これを了承。

<議案>

1. 役員人事について

事務局より、山野井常任委員から、公務都合のため5月26日付で栃木県本部長および日本スポーツ少年団委員を退任したので常任委員を辞任したい旨の申し出があったことを報告。

常任委員については、設置規程第11条第1項により、委員総会において委員の中から本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、本部長が委嘱することになっているため、明日の委員総会において後任の常任委員を選出することとなる旨を説明。

なお、関東ブロックにおいて明日午前中に協議し、その後委員総会に諮りたい旨連絡があったことを報告。以上、山野井常任委員の辞任および後任者選出の手順について諮り、これを承認。

2. 平成18年度第1回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

事務局より、明8日開催の第1回委員総会について資料(総会次第)に沿って取り進めたい旨説明。これを承認。

3. 平成17年度日本スポーツ少年団事業報告および決算(案)について

事務局より、資料に基づき説明。

宮崎委員(熊本県)より、バレーボール大会決算額が予算額に対して大幅な減額となったこと及び参加者数減の理由について質問があった。

これに対して、事務局より、15名のフルエントリー枠に対して各チームの団員数が減少したこと、宿泊費、バス代などの節約執行により大幅な減額となった旨説明。

なお、山崎委員より3月末という時期の開催のため6年生のフルエントリーが難しい現状である旨補足説明があった。

以上、これを承認。明8日の委員総会に諮ることとした。

4. 平成19年度日本スポーツ少年団事業計画(案)および要望予算の編成について

事務局より、各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画(案)について、資料に基づき説明。これを承認。

なお、要望予算の編成については、本事業計画(案)が明8日の委員総会で承認を得た後に予算編成作業に入るため、その取りまとめは本部長に一任願うことで総会へ諮ることとした。

5. 平成 18 年度日本スポーツ少年団顕彰について

事務局より資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準により各都道府県から候補として推薦のあった 34 都府県 40 市区町スポーツ少年団および 43 都道府県 155 名の指導者について、いずれも資格を満たしており本日付をもって表彰したい旨説明。

なお、兵庫県の表彰指導者候補については、県の機関決定が本常任委員会以降になることから、候補者等の審査について、長沼本部長に一任願うこととした。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様各都道府県に一任し、年度末に一括報告願う形態をとりたい旨説明。いずれも承認。

表彰市区町村および指導者については、明 8 日開催の委員総会に報告するとともに、「Sport JUST」7 月号に掲載し公表する旨説明。

織奥委員(中国ブロック)より、市区町村顕彰に関して、現在の顕彰要綱では市町村合併により吸収された市町は表彰の対象とならないため、特例として表彰できないか要望があった。

これに対して事務局より、昨年、指導育成部会で協議した結果、現に存在しない組織に対しては表彰できないこととした旨説明。

また、織奥委員より合併により旧町村で出されていた補助金等が出なくなったことや、合併後の市では日独交流の受入をしなくなるなどの事情があり、実際は旧町村組織として活動している現状が報告された。

これに対して事務局より、旧町村として活動している場合の登録が可能か検討する旨回答。

6. その他

(1) 第 29 回全国スポーツ少年団剣道交流大会の開催について

(2) 第 4 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について

事務局より、明年 3 月に岡山県で開催される第 29 回剣道交流大会、長崎県で開催される第 4 回バレーボール交流大会について、各大会の実施要項(案)が、今後 9 月から 10 月に行われる実行委員会にて審議されるため、次回常任委員会での議を経て各都道府県へ通知する手順では参加者の募集等に影響が出ることから、実行委員会に出席予定の副本部長に一任願い、その後各都道府県へ通知したうえで、次回常任委員会に報告する旨諮り、これを承認。

以上、協議し 17 時 15 分閉会した。